

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市情報公開・個人情報保護委員会条例（平成8年浜松市条例第68号）に定めるもののほか、浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会（以下「部会」という。）が行う公文書の公開及び個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に係る審査請求の審査について必要な事項を定める。

(諮問の受理)

第2条 裁決をすべき実施機関からの諮問は、浜松市情報公開・個人情報保護委員会委員長（以下「委員長」という。）が受理する。

第3条 削除

(反論書等)

第4条 諮問をした実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第3項の規定により反論書又は意見書の提出があったときは、直ちにこれらの写しを部会に提出しなければならない。

2 削除

(口頭意見陳述)

第5条 部会は、審査請求人又は参加人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えたときは、出席者数及び口頭意見陳述の時間について条件を付することができる。

第6条 削除

(質問等)

第7条 部会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関に質問することができる。

2 部会は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴くことができる。

(議事録)

第8条 部会の議事録は、部会の審査の経過及びその概要を記載する。

2 議事録は、部会に出席した委員の承認を得て確定する。

(答申)

第9条 委員長は、部会の議決を経て、諮問をした実施機関に答申する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、審査請求の審査について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 別に定めがあるものを除き、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この要領の施行前にされた行政庁の処分又はこの要領の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。